

令和7年度目黒区保育施設指導検査等実施方針

令和7年5月9日付け目子保第2567号決定

1 基本方針

国においては、令和5年に「こども未来戦略」を策定し、保育所等における継続的な経営情報の見える化や、1歳児の保育士の配置基準を6対1から5対1以上にした場合に加算措置が設けられた。

区においては、本年3月に「目黒区子ども総合計画」を策定し、「子どもの尊厳を大切にする」「子どもの権利を守り健やかな成長を支援する」「地域とともに子育てを支える」を基本理念として、「子どもが自らの意思で成長することができるまち」を基本目標の一つとして掲げている。その実現に向けて、区内保育施設における指導検査の強化をし、保育の質の維持・向上や子どもにとっての安全・安心な保育施設となるように事業を進めている。また、本年4月に改正した目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例では、みなし保育士の活用を認め、保育士の人材確保が困難な中でも、基準どおりの職員配置ができるように対策を講じている。

以上のことを踏まえ、子どもの最善の利益を保障し、保育施設等の適正な運営を担保し、すべての利用者が保育所等を安全・安心に利用できるよう、子ども・子育て支援法、児童福祉法などの法令並びにこれらに基づく運営基準及び指導検査基準に照らし、保育サービスの質の維持・向上を図ることを目的として、保育施設等の指導検査を実施する。

なお、指導検査に当たっては、東京都と連携し、効果的かつ効率的に実施する。また、指導検査とは別に保育士等による巡回指導・訪問等を実施し、保育施設に対して重層的に指導、助言を行うことで、保育サービスの質のより一層の向上と安全の確保に取り組んでいく。

2 一般指導検査の重点項目

(1) 運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

(ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

(イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

(ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。

(エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

(ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。

(イ) 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、消火訓練、通報訓練等の安全対策を適正に実施し記録しているか。

ウ 適正な情報提供・情報開示

- (ア) 運営規程・重要事項説明等を適切に定めているか。
- (イ) 必要な情報を適切な方法で周知しているか。
- エ 利用者の人権の擁護、虐待の防止
 - (ア) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制を整備しているか。
 - (イ) 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。
- (2) 保育内容関係
 - ア 保育所保育指針の徹底
 - (ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した適切な保育が行われているか。
 - (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。
 - イ 適正な保育体制
 - (ア) 保育時間、開所・閉所時間、閉所日数が適正に設けられているか。
 - (イ) 保育士を適正に配置しているか。
 - ウ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底
 - (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
 - (イ) アレルギー疾患を有する児童等の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
 - エ 安全対策の徹底
 - (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
 - (イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策は徹底されているか。
 - (ウ) プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
 - (エ) 上記（ア）から（ウ）にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
 - (オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。
- (3) 会計経理関係 *主に認可保育所
 - ア 適正な会計処理の徹底
 - (ア) 「経理等通知」等を遵守し、会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
 - (イ) 「財務情報等の公表」が適正に作成・公表されているか。
 - (ウ) 計算書類等が適正に作成されているか。
 - (エ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
 - (オ) 保育所単位での資金管理（積立資産含む。）が適正に行われているか。
 - イ 管理組織の確立
 - (ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
 - (イ) 資産管理が適正に行われているか。
 - ウ 契約事務の適正化
 - (ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。

(イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

(4) その他

ア 指導事項の改善状況

区及び東京都における過去の一般及び特別指導検査で文書指摘・口頭指導・助言となった項目について、改善が図られているか。

イ 関係部署等からの情報に基づく事項

巡回指導や関係部署等からの情報提供事項について、法令等に基づき不適正な状況がないか。

3 特別指導検査の重点項目

(1) 運営関係

法令等を遵守した施設運営を行っているか。

(2) 保育内容関係

保育内容は、入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計経理関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実施計画

(1) 対象施設

ア 私立認可保育所

イ 小規模保育事業所及び事業所内保育事業所(以下「小規模保育事業所等」とする。)

(2) 実施形態

ア 集団指導

(ア) 実施方法

次の①または②の方法により実施する。

① 特定の日程・会場での対面実施

② 期間を定め、事前に収録した講習内容を配信するオンライン実施

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 実施通知

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱に基づき、施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で集団指導を実施する旨、実施方法、その他必要な事項を通知する。

イ 一般指導検査等

(ア) 実施方法

施設種別ごとに日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き実施する。なお、指導検査の一部について、別途区役所内執務室等において実施することも可能とする。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 検査体制

検査員は、原則として2人以上とする。なお、必要に応じて、外部の知見を有する者を同行させる場合がある。

(エ) 実施通知

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱に基づき、施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で実地指導を実施する旨を通知する。

ウ 特別指導検査

(ア) 実施方法

施設ごとに適宜日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴いて実施する。また、必要に応じて施設の関係者の来庁を求め、区役所内執務室等において実施することも可能とする。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 検査体制

検査員は、原則として3人以上とする。なお、必要により東京都と合同で実施することがある。

(エ) 実施通知

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱に基づき、施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で実地指導を実施する旨を通知する。

ただし、実地指導の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、開始する時に書面を提示することにより通知することがある。

エ 施設調査

施設等に対し、施設調査書を作成・送付し、関係資料の提出を求める。

(3) 指導検査実施計画の作成時期

当該指導検査を開始するときまでに、年間の指導検査実施計画を作成する。

(4) 選定方針

ア 選定対象

(ア) 集団指導については、私立認可保育所及び小規模保育事業所等全施設を対象とする。

(イ) 小規模保育事業所等における実地指導については、全施設を対象とする。また、私立認可保育所の実地指導については、次項の選定方法に従って選定する。

イ 選定方法 *私立認可保育所における実地指導のみ

(ア) 区立保育園から新たに民営化された施設や、新規に開設された施設

- (イ) これまで区における指導検査を一度も行っていない施設
- (ウ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設、又はその内容から運営状況の確認が必要な施設
- (エ) 前回の指導検査等から一定の期間を経過した施設
- (オ) 事業譲渡により運営法人が変更になった施設
- (カ) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設
- (キ) その他指導検査の実施が必要と判断される施設

5 関係団体等との連携

(1) 東京都

必要に応じて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく東京都の指導検査と子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく区の指導検査との合同実施を行う。また、都区指導検査連絡会や指導検査ポータルサイトを通じて、指導検査にかかる情報共有を図る。

(2) 区内社会福祉法人を所管する部局

ア 区が所管する社会福祉法人が運営する施設の指導検査については、区の所管部局が行う当該社会福祉法人に対する指導検査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。

イ 区が所管する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導検査結果等については、所管部局に必要な情報の交換を行う。

(3) 他自治体

法令・基準の解釈や運用の仕方、個々の案件における課題等について、適宜情報の交換を行い、施設指導の立場から連携を図る。

以 上